

危険地域を水から守る

堤防低部対策、鷺ノ木水門改築 中ノ口川合流点改修に並行して着手

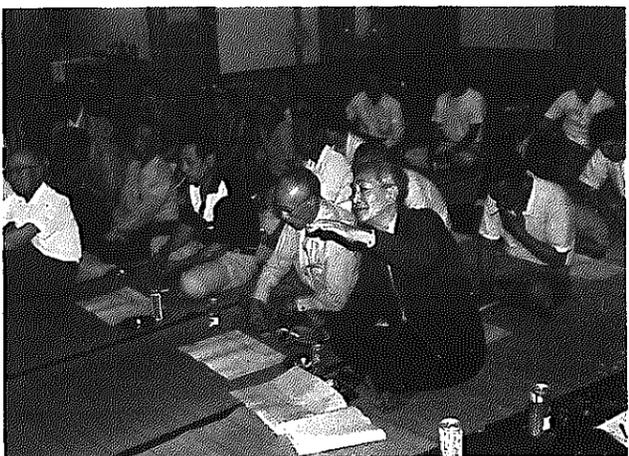


昭和36年8・5水害時の中ノ口川堤防

昭和四十年に新河川法が制定され、信濃川水系が国で一貫管理されることになり、関屋分水路事業が実施されるのを契機に、信濃川下流工事事務所が信濃川下流（大津分水路から下流）の管理に当たってきまし。下流工事事務所では、信濃川下流河川改修の主要事業として ①関屋分水路の建設 ②中ノ口川水門、蒲原大堰（ぜき）の建設 ③堤防低部対策 ④本川下流対策などを進めており、また、特定構造物改修事業として、鷺ノ木水門の改築事業にも着手することになりました。これらの事業のうち、本市に関連する信濃川、中ノ口川合流点処理、堤防低部対策、鷺ノ木水門改築事業について、市では早期実施を要望してきまし。同事務所では、すでに地元関係者の皆さんに、何回となく説明会を開き、一部工事に取りかかっています。

信濃川合流点改修事業

中ノ口川合流点付近は、無よりいっそうの流量が流れて、堤地や弱小堤となっており、この地区を襲い、本川の水位並みとなり、危険な状態にな



工事についての説明後、質疑応答

りますので、治水安全度が非常に低くなります。このため、上流や支川の改修が進む前に、安全な高さの堤防や護岸が必要となってくるのです。

堤防低部対策事業

今日のように洪水が少なくなったのは、私たちの祖先が水との苦闘を

今回行われる中ノ口川合流点処理は、昭和五十九年度から用地買収にかかり、現在工事が行われていますが、本市にとつて直接かかわる一大事業であり、完成までには十数年の年月がかかるものと思われま

同分水路が完成すると「下流は洪水の危険性が全く無くなった」として、小規模な補修工事程度は行ったものの、改修事業はほとんど実施されなかつたばかりか、広大な川幅も、堤防の高さも必要ないとして、開墾を理由に河川敷の払い下げ、田畑耕作の占用許可、地元の利便を図るため、堤防切り下げの許可も行われました。特に橋の取付部や坂路の取付部は大幅に切り下げられ、多いところでは切り下げ高が平均一尺から一・五尺にもなりました。その後の洪水

中ノ口川下流部改修にあたって

建設省信濃川下流工事事務所長

糠 沢 宏 二さん

かつては、二、三年に一度洪水に襲われるという水害常襲地帯であった越後平野も、大津分水路通水後、かなり洪水が少なくなっています。しかし、上流域の開発に伴って、これまで上流で一時蓄えられていた雨水も、下流の信濃川本川まで流れるよう

になり、信濃川本川での洪水の危険度はしだいに増えています。中ノ口川合流点付近は、いまだに堤防の無い状態で、ひとたび大きな洪水が来ると、もっとも被害の出やすいところ

土地を提供していただいています。皆さんの温かい協力を基に、一日も早く、洪水に対して安全な堤防を造りたいと思えますので、なおいっそうのご協力をお願いします。工事施行にあたっては、近隣の皆さんには、何かと迷惑をおかけすることになろうかと思いますが、よろしくご協

治水事業年表

明治元年5月	大洪水
2年	大津分水路に着工
2年9月	工費支弁困難の理由で中止
3年7月	毎秒二八〇立方分水に着工
8年3月	工事中止命令
8年	長岡一新潟間
17年	七四キロ川の信濃川河身改修計画立案
17年	右記計画を實施、現在の堤防を施工
29年	大洪水
29年	毎秒五、五七〇立方分水に着工
大正11年8月	大津分水路通水
2年	洗堰下流八キロの低水路工を実施
6年	関屋分水路計画立案したが工費などの関係で見送り
17年	関屋分水路計画を毎秒一、九六〇立方尺に変更
34年	第二期計画として、全川にわたり低水路工事を實施
37年	関屋分水路全体計画が認可され、着工
39年3月	一級河川に指定され、関屋分水路事業直轄移管。新津工事事務所関屋分水支所開設
40年4月	旧信濃川工事事務所開設
41年4月	同事務所を信濃川下流工事事務所名称変更
45年5月	関屋分水路通水
47年8月	中ノ口川水門完成
54年3月	本川下流改修計画が大臣から承認される
55年6月	関屋分水路事業概成
56年3月	蒲原大堰概成
59年3月	